

(三)

嘉永六癸丑年

殿様

茂之丞様御同道

御忍供御行列帳

寫

九月

阿部控

(解題) 保申（時之助）は、弘化三（1846）年三月廿五日に郡山で誕生、嘉永元（1848）年六月（表向八月）保興の急死により、同十月に僅か三歳で遺領継承が認められ、翌嘉永二年四月に、弟茂之丞と共に参府の運びとなる。その後保申は嘉永七（1854）年四月に生母逝去に關して非公式に帰郡したと見られるが、その後茂之丞は安政三（1856）年に夭折し、郡山藩十五万石の命運を一身になうことになる。ただこの頃の保申の動向は幼年期のことでもあり不明部分が多いが、本文書は保申帰郡前年七・八歳ころの「御忍行列帳」であり内容は大したものではないが珍しい記録でもあり、保申帰郡を示すと思われる付属資料と共にここに収録した。

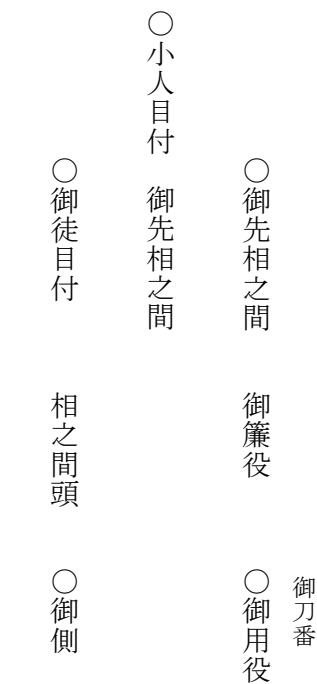
嘉永六癸丑年

殿様

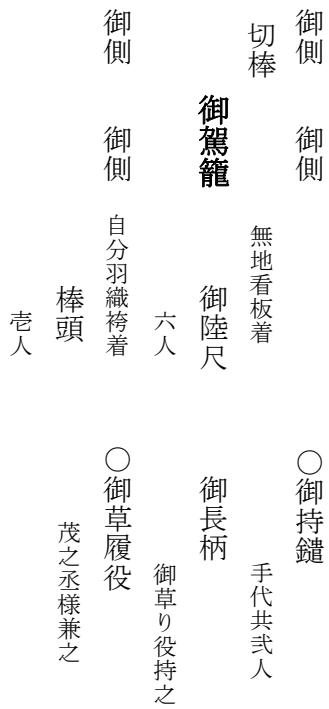
茂之丞様御同道

御忍供御行列帳 畫

九月 阿部控



(注) 保申（時之助）は、嘉永元（1848）年に父保興の急死により同二年に弟茂之丞と共に参府したが、嘉永七（1854）年四月に生母逝去により、非公式に帰郷したと思われる。この嘉永六年の兄弟揃っての行列の意味は不明であるが、かなり珍しいものである。

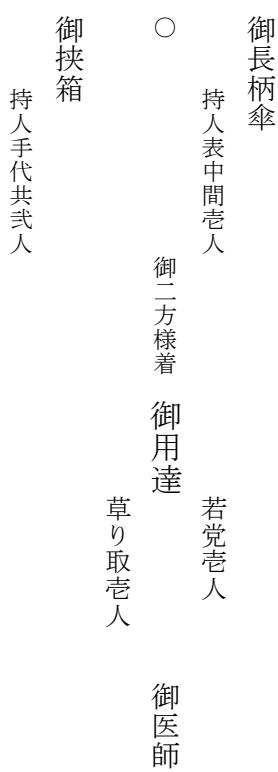


(注) この「御駕籠」が藩主保申（時之助）の乗物である。

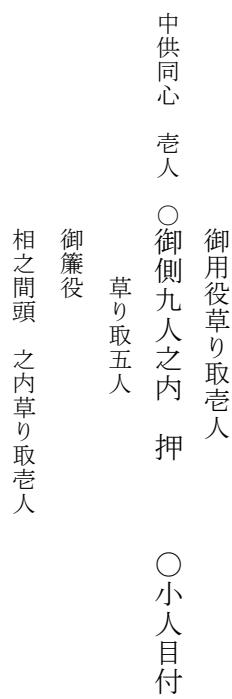
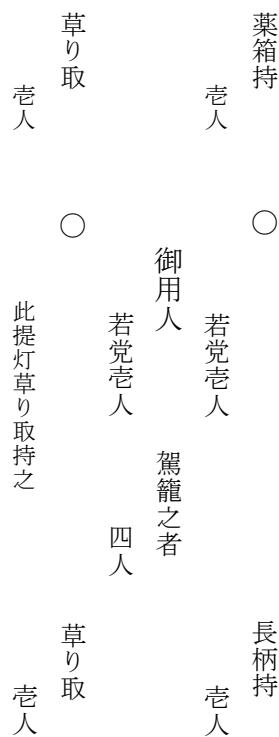
(注) 「無地看板」とは通常大名家の御陸尺（駕籠搔）等は看板（標章付の制服）を着用したが、正式の大名ではないので「無地」としたものか、或いは忍のためか不詳。



(注) 茂之丞は保申（時之助）の弟で、保申と共に出府していたが、安政三年七月五日十歳で夭折した。なお「御徒士着」は御徒士付（同伴）としたが、「御徒士者」と読み、御徒士身分の御次勤を意味するかもしれない。



(注) この場合の「御二方様着」は若殿・茂之丞双方に付添する「御用達」の意味であろう。なお「御医師」が行列に含まれるのは通例であって、御二人の健康状態に問題があるわけではない。



両掛式荷
手代共三人

○此割役持之
合羽籠五荷
手代八人

手挑灯持之
○才領同心壺人
釣臺壺荷
手代三人

押
○
小人目付

一
御遠方之節者
御近辺者羽織袴着之事
野袴之事

(完)

塚田家文書「嘉永二酉年御用手控」記事抜粹

正月十九日

一 止觀心院様御法事付、今日・明日休日同様、尤廿日御徒士
並以上参拝可致様被 仰出之

(注) 止觀心院（殿堯山欽明大居士）保光、文化十四（1817）年正月廿日逝去。

二月廿三日

一 殿様御家督御祝事付、御領分大庄屋并同並・同格・同見習・
帶刀人・他所出帶刀之者・苗字御免之者・小引替所・御館
入医師・村々庄屋共不残、御酒・御吸物被下候付為申渡

渡部内蔵允

肩衣着

深井喜右衛門

右兩人出座有之、尤自分共三人共肩衣着罷出、御請并挨拶等ニ
及ブ

但し一手ニ式人ツヽ掛り出来、右掛け之面々者麻上下着之事

全 但し席達ニ而相廻ル

茂之丞様御義此度殿様御同道ニ而御出府被成候間、其旨可被得
相心候、右ニ付今日御鑓奉行以上不残、其以下大小性並以上
一席壱人、御歎可被申上候、 以上

三月廿八日

三月晦日

明朔日 御発駕付三条尼ヶ辻江罷出候付届差出ス

右同断ニ付供中間三人断差出之

「保申名代柳沢伊勢守光昭、柳沢弾正少弼泰孝、於牧野備前守忠雅宅、老中列座、備前
渡部・深井は郡代（格）で、「自分共三人」は塚田を始めとする三手代官である。
家譜附録に次の記録あり

「保申名代柳沢伊勢守光昭、柳沢弾正少弼泰孝、於牧野備前守忠雅宅、老中列座、備前
守忠雅伝命曰、賜亡父保興遺領於保申。且以書附、達宣今年中出府。
同廿五日、有防禦京師火災可如父時之命。同日、保申、雖既蒙今年中可出府之命、頃
日、由疾頗憚旅行、願至來春而出府。即日、牧野備前守忠雅伝宣如願之旨」

三月廿八日

一 今日、御発駕御歎付、朝五ツ時揃何れも罷出候事
口達 但支配丈廻状廻ス

殿様此度

御参府被為遊候上者 御入国迄暫御間も被為在候御歎付、御
家中之面々何れも別而相慎、御成長被為遊候を奉仰、猶此上
弥以、前々被 仰出候通節俟を相守、御上江不奉掛御苦勞御
奉公精勤可被致候

右之趣、柳 新五郎殿被 仰渡候、以上

三月九日

(注) 柳（澤）新五郎は当時の家老で、本件は家老布達である。

(注) 塚田代官は、前日から尼ヶ辻に出向き警護に当たるべく、中間三人分共に届を出して

いる。また五位堂村帶刀人（医師か）は病気のため見送り欠席の旨を届け出している。

四月朔日

- 一 殿様益御機嫌能今朝六ツ時御発駕被遊候事
- 一 茂之丞様御義益御機嫌能御出立被為成候事
- 一 三条尼ヶ辻御建場^{ニ而}、右駅四ツ前^ニ御発駕被遊候事
- 一 無御滞御通行相済候^ニ付四ツ半時引取、向々^{江著}手紙届之事
- 一 御発駕^ニ付休日同様之事

(注) 早朝六時ごろに保申（時之助）・茂之丞共々発駕しており、尼ヶ辻宿建場で休憩（駄馬の入替等）の上、正午前に出発している。塚田代官等は出発を確認の上で午後一時頃

に引上げ、諸方に報告書を出している。当日は以上で業務終了である。

四月四日

- 一 北大工町近江屋吉兵衛困窮為、取続所持之於物置身振俄様成儀鳴物差加興行願、御聞済有之処

殿様此節御旅行中^{ニ付}、御家中之面々^并厄介・組付・又者等^ニ至迄罷越申間敷旨被 仰出候間、可被得其意候、以上

四月三日

右之趣口達有之候間、廻状^{ニ而}相廻ス

(注) 北大工町の近江屋に物置小屋での見世物興行を許可したが、藩主保申が参府旅行中のことでもあり、不祥事が生じることのないよう、家中の者すべてについて見物を禁止したもの。もつとも藩主旅行中でなくとも、原則的に興行見物などは禁止されていた。

四月四日

一 萬木、以来殿様御実母様^与相称候事

右之趣口達触有之、依之清水へ申談、先例之通為取計候事

塚田家文書「嘉永七寅年御用手控」記事抜粹

(注) 残念ながら、この間の御用手控えは欠落している。特に嘉永六（1853）年六月、

米国艦隊来航時の海岸警固出兵等の国許反響記事等が欠けたのが惜しまれる。

正月十三日

- 一 去十二月廿八日、殿様為御名代 柳沢攝津守様 御登 城被為遊候処、西丸御普請御用無御滞被為 濟候^{ニ付}、御時服御拝領被遊候

右之趣当月七日^ニ廻状出有之、当九日御鑓奉行以上不残肩衣着、其以下大小姓並以上老席老人罷出、御歛申上之

(注) 家譜附録嘉永六年条に次の記録あり。

「十二月廿八日、保申名代柳沢攝津守光昭登城。於白書院縁類、老中列座、拝領時服十五領。松平伊賀守忠優伝旨。由奉往日西丸御城御普請手伝之事也。」

同廿六日、家臣九人、於御城塀之間、拝領白銀・時服・羽織。由預前件之事也」

一月晦日

- 一 殿様御疱瘡御祈禱御寺、御領分村々役人共^ら大庄屋へ差出候付、大庄屋・御代知惣代^迄願書出ル、今日両役衆^江差出置也

(注) 保申の疱瘡（天然痘）快癒祈願にかんする領内庄屋からの寺院届書が、大庄屋・御代知惣代を経て代官に提出されたので、代官から上司に提出したもの。

四月十日

(注)「萬木」とは保申生母の「山下氏万木子」のことであり、万歳集によれば戒名が

「智徳院殿願誉恵海大姉」で菩提寺は郡山 洞泉寺。嘉永七甲寅二月十三日逝去（表向

四月十三日）とある。従つて死後二ヶ月を経て、やっと藩主保申（時之助）の生母と公認されたことになる（代官が呼捨てにしている）。嫡母である島津家出自の真華院淑子への遠慮であろうか。保泰の生母が離縁の後に町医者に嫁いだことと言ひ、当時の生母の地位の低さが思われる。

四月十三日

一 殿様御実母様御逝去_ニ付今十三日_ニ御停止触有之、右_ニ付明十
四日大小姓並以上不残、朝五ツ時平服_ニ而_ニ登城、御機嫌伺御触
有之

(注)万歳集に「表向」と記された日付けであり、藩主生母と公認された上で逝去発表（音曲停止命令）である。ここで「御機嫌伺」と記されたのは藩主保申に対するものであるが、通常藩主が参勤出府中は形式的なものであった。

四月二十九日

一 殿様御朦中_ニ付、明後朔日御鑓奉行以上不残、其以下大小姓
並以上一席老人、平服_ニ而_ニ朝五半時登城御機嫌可相伺旨之廻状
出有之、其通差出之

(注)「朦中」は「喪中」に近い意味であるが、より本人の心情を強調する意味で用いられる。類語「朦朧（もうろう）」。

この部分に付ては、第四回柳沢文庫歴史塾「柳沢保申と幕末の郡山藩」（平成28年1月16日）に於て柳澤保徳氏が「嘉永七年六月十四日伊賀上野大地震に、時之助一行が伊賀で遭遇・罹災した記録がある（岩佐家文書）」として、四月二十九日朦中見舞

いは保申（時之助）が実際に帰郷時に行われたと推察されているが、その場合は保申が入部以前に約二ヶ月の間非公式に帰郷していたことになり、参勤交代制度に關わる大きな問題を示唆することになる。